

(指定介護老人福祉施設)
特別養護老人ホームやまぼうし
重要事項説明書

《令和6年8月1日現在》

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第0572150084号)

1. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム やまぼうし
- (3) 所在地 秋田県大館市比内町新館字真館 21 番地 6
- (4) 連絡先
電話番号 0186-55-2020
F A X 0186-55-0695
E-mail yamaboushi@eos.ocn.ne.jp
- (5) 施設長名 千葉 弘樹
- (6) 運営方針
①「尊重」 ご契約者の思いを大切にします。
②「安心」 一人ひとりの生活を大切にします。
③「共感」 心に寄り添うケアを提供します。
④「信頼」 地域、ご家族とのつながりを大切にします。
⑤「共生」 地域との相互交流を推進します。
- (7) 開設年月日 平成3年4月1日
- (8) 入居定員 70名

2. 居室・設備の概要

当施設では、下記の居室及び設備をご用意しています。入居される居室は2人部屋となり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

室名	室数	設備・什器等
居室（2人部屋）	35	ベッド、カーテン、冷暖房、洗面設備
食堂兼機能訓練室	5	テーブル、椅子、テレビ、流し台
浴室	3	個別浴室（1）、機械浴室（2）
トイレ	26	各フロア×6室、脱衣室（2）
談話ホール	1	テーブル、椅子、テレビ
相談室	2	テーブル、椅子
家族室	1	ユニットバス、トイレ、キッチン

*居室の変更について

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により、施設側で居室を変更する場合があります。その場合、ご契約者、ご家族と事前に協議のうえ決定するものとします。

*居室への持ち込みについて

- ・危険物、ペット、火気のお持ち込みはご遠慮ください。
- ・家具等は居室内に収まる範囲内とします。

*居室利用の注意事項

ご契約者の過失により、居室の設備等を破損、汚損、滅失した場合は、修理もしくは相当費用の負担をお願いすることになります。

3. 職員の配置状況等

- (1) 当施設には、ご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、次の職種及び人数を配置します。

職種	配置人数	備考
施設長	1名	短期入所生活介護事業所管理者兼務
嘱託医師	1名	
生活相談員	1名	
介護支援専門員	1名	
介護職員	28名以上	
看護職員	4名以上	
機能訓練指導員	1名	
管理栄養士	1名	
栄養士	1名	
調理員	5名以上	
総務担当職員	1名以上	

- (2) 配置職員の職務内容は、次のとおりです。

〔施設長〕	施設の責任者としてその管理を統括します。
〔嘱託医師〕	ご契約者の健康管理や療養上の指導をします。
〔生活相談員〕	ご契約者の日常生活の相談・助言を行います。
〔介護支援専門員〕	ご契約者に係る施設サービス計画を作成します。
〔介護職員〕	ご契約者の日常生活上のお世話をします。
〔看護職員〕	ご契約者の健康管理や療養上のお世話をします。 ※夜間の急変等の場合は、オンコール体制にて対応します。
〔機能訓練指導員〕	ご契約者の日常生活における必要な機能訓練を行います。
〔管理栄養士〕	ご契約者の健康管理を栄養面から行います。
〔栄養士〕	ご契約者の給食管理を行います。
〔調理員〕	ご契約者の食事の調理を行います。
〔総務担当職員〕	運営に関する事務的な業務を行います。

4. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設において、ご契約者に対して提供するサービスは次のとおりです。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条第1項参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に応じた額のお支払いとなります。

①食事 (食費は給付対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養並びにご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご契約者の心身の状況により適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
-------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供するとともに、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。 朝食 7:45~9:45 までの間 昼食 12:00~14:00 までの間 夕食 17:00~19:00 までの間 ・上記の時間帯でご契約者の希望される時間帯、若しくはご契約者の状態に合わせた時間帯に食事を提供します。 ・他のご入居者との社会的関係を築くため、食堂にて食事を摂っていただくことを原則に、必要な援助を行います。 ・嘱託医より、ご契約者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食が提供された場合、療養食加算（1食あたり6円）が加えられます。
②入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴（できない時は清拭）を週2回以上行います。 ・ご契約者の心身の状況により機械浴を使用し、入浴に必要な支援を行います。
③排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の心身の状況により、排せつの自立に必要な支援を行います。 ・おむつを使用される方について排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り換えます。
④機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行います。
⑤健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護職員がご契約者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。
⑥その他 自立への 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、ご契約者の心身の状況を考慮しながら、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送られるよう、適切な整容の支援を行います。
⑦その他 安全管理 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の防止と発生時の適切な対応等、安全対策を実施する体制を整備します。このことにより、安全対策体制加算（入居時に1回限り20円）が加えられます。

* サービス利用料金については、別紙「サービス利用料金表」に定めます。ご契約者の要介護度に応じた利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（自己負担分）をお支払いください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条第2項及び第3項参照）

①居住費

施設サービスに係る居室料を負担していただきます。

②食費

施設サービスの食事に係る食材料費及び調理費相当額を負担していただきます。

③貴重品の管理

ご契約者の介護保険証、健康保険証、負担限度額認定証、負担割合証、診察券等をお預かりします。預金通帳及び印鑑をお預かりし管理する場合は、金銭管理費を負担していただきます。

④特別な食事（補食）

ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事（嗜好品・栄養補助食品）を提供することもできます。

⑤レクリエーション・行事等

ご契約者のご希望により、レクリエーションや行事等の活動に参加していただくことができます。その際の材料代等を負担していただきます。

⑥日常生活用品

ご契約者の日常生活に要する費用で、衣類、履物、洗面用具等のご本人に負担していただくことが適当である日用品の購入代金は、ご契約者に負担していただきます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっており、施設が用意したものを使用していただきますので、ご契約者の費用負担はありません。

⑦クリーニング

ご契約者の洗濯物について、水洗い可能な物の範囲で洗濯サービスを無料で行います。それ以外の洗濯物については、ご契約者の費用負担でクリーニング店等の専門業者へ依頼することができます。

*上記①居住費及び②食費については、収入等により段階に応じた給付の対象となる場合があります（別紙のサービス利用料金表参照のこと）。また、無料サービスに該当しないサービス利用料金は、その金額がご契約者の負担となります。

(3) 利用料金等のお支払い方法

前記(1)及び(2)の利用料金等は1か月毎に計算し、サービス利用月の翌月15日前後にご契約者に通知いたします。（1か月に満たない期間のサービスに係る利用料金等は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

ご契約者は、契約締結時に指定した自動引き落とし・現金支払・振込のいずれかの方法でその月の末日までにお支払いしていただきます。

5. 契約の終了

当施設との契約では、契約が終了する日を定めていません。但し、下記のような事由が発生した場合は、施設を退去していただくこととなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者の要介護認定区分が自立又は要支援と判定された場合② ご契約者の要介護認定区分が要介護1又は2と判定された場合（※）③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合⑤ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合 |
|---|

- ⑦ ご契約者から中途解約又は契約解除の申出があった場合（退去を希望される日の7日前までに文書で通知してください。但し、契約書第8条(1)～(4)による場合は即時に解除することができます。）
- ⑧ 事業者から契約書第9条の規定により契約解除の申出を行った場合
- ⑨ ご契約者が死亡した場合

※②に該当した場合、国の定める「特例入所の要件」に該当すると認められる場合には、施設への入居が認められます。

(1) ご契約者からの申出により退去する場合の事由

- ① 利用料金等の変更に同意できない場合
- ② 医療機関に入院した場合
- ③ 事業者もしくはサービスに従事する職員が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ④ 他の入居者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が採った措置に対し、ご契約者が適切でないと判断した場合

(2) 事業者からの申出により退去していただく場合の事由

- ① ご契約者の利用料金等の支払いが、納期限から1か月以上遅延し、催告したにもかかわらず支払われない場合
- ② ご契約者が医療機関に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合（⇒※）
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により施設又はサービスに従事する職員、もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけるなど、契約を継続し難い重大な事情が生じた場合
- ④ 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護が困難と認められる場合
- ⑤ やむを得ない事情により、施設を閉鎖又は縮小する場合

※②については、下記のとおりです。

★7日間以内の入院の場合（入院後7日目までに退院される場合）

退院後、再び当施設へ入居いただけます。但し、入院（外泊）期間中であっても所定の利用料金として、外泊時加算（1日あたり246円）をご負担いただきます。

★3か月以内の入院（外泊）の場合

7日間を超えて入院（外泊）された場合でも、3か月以内に退院される場合は、ご契約者の希望により、当施設へ再び入居いただけるよう居室を確保します。

★3か月以内の退院ができないもしくは見込まれない場合

契約が解除されます。再び入居を希望される場合は、改めて入居のお申し込みをいただく必要があります。

6. 秘密保持及び個人情報の提供

ご契約者に施設サービスを提供する上で知り得たご契約者及びご家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、介護保険サービス利用のための市町村又は居宅介護支援事業者その他介護保険事業者もしくはご契約者が受診している医療機関への情報提供など、必要最小限の範囲内でご契約者やご家族の同意を得て個人情報を用いることができるものとします。

7. 賠償責任

事業者は、ご契約者に対する施設サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者に故意・過失が認められない場合は、この限りではありません。なお、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
- (2) ご契約者の急激な体調の変化や不慮の事故等、事業者の実施した施設サービスによらない事由が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合
- (3) ご契約者が、事業者もしくはサービスに従事する職員の依頼に反して行った行為が唯一の原因と判断される状況で損害が発生した場合

8. 緊急時の対応

事業者は、施設サービスの提供中にご契約者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ速やかに連絡するとともに、医師への連絡、受診等の措置を講じます。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応

事業者は、事故の発生又はその再発予防のため次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応や報告の方法等を定めた事故発生防止のための指針を作成するとともに、事故発生又はその危険性のある事態が生じた場合には、必ずその事実を報告させ、その分析を通じた改善策を講じて職員等に徹底します。
- (2) ご契約者に対するサービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにご契約者のご家族に連絡します。また、保険者に連絡する等必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておきます。

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害対策として次の措置を講じます。

- (1) サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員等は必要によりご

契約者の避難等の措置を講じます。また災害時には、施設長は日常的に具体的な避難経路及び避難方法、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

- (2) 非常災害に備え、消防計画を定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 1. 虐待等の禁止

事業者は、ご契約者の人権の擁護、虐待等の防止のための指針を作成するとともに、職員に定期的に研修を行い、ご契約者の人格を尊重する視点に立ったサービスの提供に努めます。また、職員はご契約者に対して以下の行為を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等直接ご契約者の身体に侵害を与える行為
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (3) 食事を与えないこと
- (4) 健康状態等からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (5) 乱暴な言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
- (6) 脅かすような言葉遣い等で心理的苦痛を与えること
- (7) 性的な嫌がらせをすること
- (8) 無視、放置すること

1 2. 身体的拘束等

事業者は、サービスの提供に当たり、身体的拘束等の適正化のための指針を作成するとともに、職員に定期的に研修等を行い、ご契約者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、ご家族から同意を得た時のみ、その条件と期間内にて行うことができるものとし、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 3. 苦情の対応

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者	： 生活相談員	田澤 麻奈美
○苦情解決責任者	： 施設長	千葉 弘樹
	電 話	0 1 8 6 - 5 5 - 2 0 2 0
	F A X	0 1 8 6 - 5 5 - 0 6 9 5

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

大館市福祉部長寿課 介護保険係	所 在 地	： 大館市三ノ丸103番地 (大館市総合福祉センター内)
	電 話	： 0 1 8 6 - 4 2 - 8 2 6 0
	F A X	： 0 1 8 6 - 4 2 - 8 5 3 2
	受付時間	： 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

	(土日祝日除く)
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階
	電話 : 018-883-1550
	F A X : 018-883-1551
	受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝日除く)

(3) 第三者委員

当施設では、苦情処理（相談・解決）に社会性や客観性を確保し、ご契約者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、3名の第三者委員を委嘱しています。希望される場合は、第三者委員を交えての話し合いもできます。

1 4. 施設利用の留意事項

(1) 面会について

①面会時間 9:00~20:00

②面会の際は、次の事項をお守りください。

- ・飲食物のお持ち込みの際は、必ず職員にお声かけください。
- ・職員に対する金品、茶菓等の配慮はご遠慮させていただきます。

(2) 外出・外泊について

外出・外泊される場合は、前日までに担当職員へお申し出ください。緊急やむを得ない場合は当日の届出となっても構いません。

(3) 食事について

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までのお申し出があり、朝・昼・夕3食ともお召し上がりにならなかった日の食費については負担がありません。

(4) 金品について

金品、貴重品等の紛失時の責任は負いかねますので、ご契約者の責任の範囲でお願いいたします。また、介護保険証等については当施設でお預かりし厳重に保管させていただきます。

(5) 喫煙・飲酒について

①喫煙はご遠慮ください。

②酒類をお持ち込みの際は、担当職員へ預けていただきます。

③飲酒の際は、必ず担当職員へお声かけください。

④飲酒は、他の入居者等へ迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください。

(6) 食べ物の持ち込みについて

食べ物の持ち込みは面会時、個人で楽しめる範囲の量でお願いいたします。居室内での保管はご遠慮ください。

(7) 施設・設備使用上の注意

①居室及び共用施設・敷地については、その本来の用途にしたがって利用してく

ださい。

②故意又は不注意等により施設・設備を滅失・破損、汚損もしくは変更した場合は、ご契約者の費用負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただくこととなります。

③他の入居者や職員等の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

1 5. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では、第三者による調査を受けています。これらの指定情報公表センターなどのホームページでご覧頂くこともできます。

1 6. 福祉サービス第三者評価事業について

福祉サービス第三者評価事業（社会福祉法第 78 条第 1 項 福祉のサービス向上のための措置等）については未実施となっております。

1 7. 協力医療機関

サービス提供中に入居者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を講じます。

協力医療機関	名 称：大館市立扇田病院 代表者：大本 直樹 所在地：大館市比内町扇田字本道端 7 - 1 電 話：0 1 8 6 - 5 5 - 1 2 5 5
協力歯科医院	名 称：神成歯科医院 代表者：神成 勝典 所在地：大館市馬喰町 2 5 電 話：0 1 8 6 - 4 2 - 0 3 7 7

1 8. 施設の設置・運営法人

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 比内ふくし会
- (2) 法人所在地 秋田県大館市比内町新館字真館 2 1 番地 6
- (3) 連 絡 先 電話番号 0 1 8 6 - 5 5 - 0 6 8 0
F A X 0 1 8 6 - 5 5 - 0 6 8 0
E-mail yamaboushi@eos.ocn.ne.jp
ホームページ <http://hinai-fukushikai.jp>
- (4) 代 表 者 理事長 佐 藤 剛
- (5) 法 人 理 念 『一人ひとりの思いに寄り添い 心を込めて支え合う』
- (6) 法人の事業 特別養護老人ホームはなみずき
みずきの家
グループホームはなみずき

特別養護老人ホームやまぼうし
指定短期入所生活介護事業所やまぼうし
グループホームやまぼうし
比内町福祉センターデイサービス
比内生活支援ハウス
大館市地域包括支援センターひない
指定居宅介護支援事業所ひない
介護サービスセンターひない訪問介護
介護サービスセンター山王台居宅介護支援事業所
介護サービスセンター山王台デイサービス
グループホーム山王台